

平成 18 年 12 月 22 日
気 象 庁 予 報 部

配信に関する技術情報(気象編)第 244 号

～ 長崎県及び沖縄県に対する警報・注意報の変更について～

現在、厳原測候所が発表している長崎県「壱岐・対馬」及び福江測候所が発表している長崎県「五島」に対する警報・注意報を、長崎海洋気象台が発表する警報・注意報に含めて発表することとします。また、現在、与那国島測候所が発表している沖縄県八重山地方の「与那国島地方」に対する警報・注意報を、石垣島地方気象台が発表する警報・注意報に含めて発表することとします。これにより、長崎県全域の警報・注意報を長崎海洋気象台が、沖縄県八重山地方全域の警報・注意報を石垣島地方気象台が発表することになります。

1. 発表官署変更実施時刻

平成 19 年 3 月 29 日(木)13 時

2. 警報・注意報電文の変更について

長崎県及び沖縄県八重山地方に対する警報・注意報電文の内容を変更します。変更前後の電文例を別紙に示します。なお、警報・注意報電文で使用する区域名及び区域コードについては、暫定措置として引き続き現行のものを使用しますが、平成 20 年 3 月 1 日前後に、区域コードを統一的なものとするための変更を予定しています。

3. 発表官署変更に伴う移行措置

移行措置として、長崎県「壱岐・対馬」、「五島」または沖縄県「与那国島地方」を対象として発表した警報・注意報が変更実施時刻に発表中となる場合は、変更実施時刻前に厳原測候所、福江測候所または与那国島測候所において当該警報・注意報を一旦解除し、その後直ちに長崎海洋気象台または石垣島地方気象台が警報・注意報を発表します。

この際、「解除」電報の本文には「この電文は、警報・注意報の発表官署変更に伴い発信したものです。新たな発表官署からまもなく電文を発信します。」などと記述し、気象状況の変化による解除ではない旨を記載することとします。警報・注意報の利用にあたっては、この点に留意いただきますようお願いいたします。

長崎県の警報・注意報電文の変更前後の電文例*

電文例1:長崎地方に雷注意報、杵岐・対馬に雷、強風注意報、五島に波浪注意報を発表する場合の電文

<現状>

<p>電文例1 カギ</p> <p>121200 8400 14 平成19年 ×月12日12時00分 長崎海洋気象台発表 長崎地方「雷注意報」 《以下略》</p>	<p>電文例1 イル</p> <p>121200 0700 14 15 平成19年 ×月12日12時00分 厳原測候所発表 杵岐・対馬「雷、強風注意報」 《以下略》</p>
	<p>電文例1 ケ</p> <p>121200 0800 16 平成19年 ×月12日12時00分 福江測候所発表 五島「波浪注意報」 《以下略》</p>

<変更後>

<p>電文例1 カギ</p> <p>121200 8400 14 0700 14 15 0800 16 平成19年 ×月12日12時00分 長崎海洋気象台発表 長崎地方「雷注意報」 杵岐・対馬「雷、強風注意報」 五島「波浪注意報」 《以下略》</p>

電文例2:電文例1で発表していた長崎地方の雷注意報、杵岐・対馬の雷、強風注意報、五島の波浪注意報を全て解除する場合の電文

<変更後>

<p>電文例1 カギ</p> <p>121700 8400 00 0700 00 0800 00 平成19年 ×月12日17時00分 長崎海洋気象台発表 長崎地方「雷注意報」解除 杵岐・対馬「雷、強風注意報」解除 五島「波浪注意報」解除 《以下略》</p>

* ここでは注意報電文を例にとりますが、警報電文も同様です。

電文例3:長崎地方の南部に乾燥注意報、北部に強風、乾燥注意報、壱岐・対馬に強風、波浪、乾燥注意報、五島に乾燥注意報を発表する場合の電文

< 現状 >

ヲウイナ 1 カガ 井
 131000
 8410 21
 8420 15 21
 平成19年 ×月13日10時00分 長崎海洋気象台発表
 南部「乾燥注意報」
 北部「強風、乾燥注意報」
 《以下略》

ヲウイナ 1 イナ
 131000
 0700 15 16 21
 平成19年 ×月13日10時00分 巖原測候所発表
 壱岐・対馬「強風、波浪、乾燥注意報」
 《以下略》

ヲウイナ 1 ナ
 131000
 0800 21
 平成19年 ×月13日10時00分 福江測候所発表
 五島「乾燥注意報」
 《以下略》

< 変更後 >

ヲウイナ 1 カガ 井
 131000
 8410 21
 8420 15 21
 0700 15 16 21
 0800 21
 平成19年 ×月13日10時00分 長崎海洋気象台発表
 南部「乾燥注意報」
 北部「強風、乾燥注意報」
 壱岐・対馬「強風、波浪、乾燥注意報」
 五島「乾燥注意報」
 《以下略》

電文例4:電文例3で発表していた南部の乾燥注意報、北部の強風、乾燥注意報、壱岐・対馬の強風、波浪、乾燥注意報、五島の乾燥注意報のうち、北部の強風、乾燥注意報、壱岐・対馬の乾燥注意報及び五島の乾燥注意報を解除する場合の電文

< 変更後 >

ヲウイナ 1 カガ 井
 131300
 8410 21
 0700 15 16
 0800 00
 平成19年 ×月13日13時00分 長崎海洋気象台発表
 南部「乾燥注意報」
 壱岐・対馬「強風、波浪注意報」
 五島「乾燥注意報」解除
 《以下略》

電文例5: 電文例4で発表していた南部の乾燥注意報、吉岐・対馬の強風、波浪注意報を全て解除する場合の電文

< 変更後 >

```

131800
8400 00
0700 00
平成19年 ×月13日18時00分 長崎海洋気象台発表
南部「乾燥注意報」解除
吉岐・対馬「強風、波浪注意報」解除
《以下略》
    
```

警報・注意報解除の電文中での処理に関する注意点

今回の発表官署変更により、複数の府県予報区(区域コードの下2桁が00の区域: 下表参照)が一通の電文に含まれるようになることから、警報・注意報解除の電文中での処理について、一通の電文中で二通りの方法が併用されることがありますのでご注意ください。なお、平成20年に予定している区域コードの変更でこれを解消します。

府県予報区(区域コードの下2桁が00の区域: 下表参照)内に発表されている全ての警報・注意報を解除する場合には、警報・注意報の種類コード「00」及び標題行の「解除」を使用します(細分発表していたときも含む)。長崎県では、長崎地方「8400」、吉岐・対馬「0700」、五島「0800」内に発表されている全ての警報・注意報を解除する場合に使用します。一方、同一府県予報区内に警報・注意報が残る場合には、一つ前の電文において発表されている警報・注意報を示していた当該区域のコード行及び標題行が表示されなくなることで解除を示します。

電文例4では、五島では全ての警報・注意報が解除されるので、種類コード「00」及び標題行の「解除」が使用されます(表示行「0800 00」、標題行「五島乾燥注意報解除」)。一方、長崎地方の北部(一次細分区域)の強風、乾燥注意報解除については、同一府県予報区内の南部に注意報が残るため、電文例3において北部に発表されている強風、乾燥注意報を示していた表示行「8420 15 21」、標題行「北部強風、乾燥注意報」が本電文では表示されないことで解除を示し、表示行の解除を示すコード(00)及び標題行の「解除」は使用されません。

電文例5では、長崎地方と吉岐・対馬に発表されている全ての注意報が解除されますので、警報・注意報の種類コード「00」及び標題行の「解除」が使用されます。

長崎県の細分区域と対応する区域コード一覧(発表官署は平成19年3月29日変更後)

発表官署	区域			区域コード
	府県予報区	一次細分区域	二次細分区域	
長崎海洋気象台	長崎地方	南部		8400
				8410
			島原半島	8411
			長崎地区	8413
			諫早・大村地区	8414
		北部	西彼杵半島	8415
				8420
			平戸・松浦地区	8421
			佐世保・東彼地区	8422
	吉岐・対馬		吉岐	0700
			上対馬	0702
			下対馬	0703
				0704
五島			0800	
		上五島	0801	
		下五島	0802	

沖縄県八重山地方の警報・注意報電文の変更前後の電文例*

電文例1:石垣島地方に雷注意報、与那国島地方に雷、強風注意報を発表する場合の電文

< 現状 >

<p>手続例1 イガキ</p> <p>121200 9400 14 平成19年 ×月12日12時00分 石垣島地方気象台発表 石垣島地方「雷注意報」 《以下略》</p>
<p>手続例1 ヨガニ</p> <p>121200 9500 14 15 平成19年 ×月12日12時00分 与那国島測候所発表 与那国島地方「雷，強風注意報」 《以下略》</p>

< 変更後 >

<p>手続例1 イガキ</p> <p>121200 9400 14 9500 14 15 平成19年 ×月12日12時00分 石垣島地方気象台発表 石垣島地方「雷注意報」 与那国島地方「雷，強風注意報」 《以下略》</p>

電文例2:電文例1で発表していた石垣島地方の雷注意報、与那国島地方の雷、強風注意報を全て解除する場合の電文

< 変更後 >

<p>手続例1 イガキ</p> <p>121200 9400 00 9500 00 平成19年 ×月12日12時00分 石垣島地方気象台発表 石垣島地方「雷注意報」解除 与那国島地方「雷，強風注意報」解除 《以下略》</p>

* ここでは注意報電文を例にとりますが、警報電文も同様です。

電文例3:石垣市に乾燥注意報、竹富町に強風、乾燥注意報、与那国島地方に強風、波浪、乾燥注意報を発表する場合の電文

< 現状 >

ヲウイナ 1 イガキ
131000
9401 21
9402 15 21
平成19年 ×月13日10時00分 石垣島地方気象台発表
石垣市「乾燥注意報」
竹富町「強風、乾燥注意報」
《以下略》

ヲウイナ 1 ヨグニ
131000
9500 15 16 21
平成19年 ×月13日10時00分 与那国島測候所発表
与那国島地方「強風、波浪、乾燥注意報」
《以下略》

< 変更後 >

ヲウイナ 1 イガキ
131000
9401 21
9402 15 21
9500 15 16 21
平成19年 ×月13日10時00分 石垣島地方気象台発表
石垣市「乾燥注意報」
竹富町「強風、乾燥注意報」
与那国島地方「強風、波浪、乾燥注意報」
《以下略》

電文例4:電文例3で発表していた石垣市の乾燥注意報、竹富町の強風、乾燥注意報、与那国島地方の強風、波浪、乾燥注意報のうち、竹富町の強風、乾燥注意報、与那国島地方の強風、波浪、乾燥注意報を解除する場合の電文

< 変更後 >

ヲウイナ 1 イガキ
131300
9401 21
9500 00
平成19年 ×月13日13時00分 石垣島地方気象台発表
石垣市「乾燥注意報」
与那国島地方「強風、波浪、乾燥注意報」解除
《以下略》

電文例5:電文例4で発表していた石垣市の乾燥注意報を解除する場合の電文

< 変更後 >

石垣島地方 石垣市

131300
9400 00
平成19年 x月13日13時00分 石垣島地方気象台発表
石垣市「乾燥注意報」解除
《以下略》

警報・注意報解除の電文中での処理に関する注意点

今回の発表官署変更により、複数の府県予報区(区域コードの下2桁が00の区域:下表参照)が一通の電文に含まれるようになることから、警報・注意報解除の電文中での処理について、一通の電文中で二通りの方法が併用されることがありますのでご注意ください。なお、平成20年に予定している区域コードの変更でこれを解消します。

府県予報区(区域コードの下2桁が00の区域:下表参照)内に発表されている全ての警報・注意報を解除する場合には、警報・注意報の種類コード「00」及び標題行の「解除」を使用します(細分発表していたときも含む)。沖縄県八重山地方では、石垣島地方「9400」、与那国島地方「9500」内に発表されている全ての警報・注意報を解除する場合に使用します。一方、同一府県予報区内に警報・注意報が残る場合には、一つ前の電文において発表されている警報・注意報を示していた当該区域のコード行及び標題行が表示されなくなることで解除を示します。

電文例4では、与那国島地方では全ての警報・注意報が解除されるので、種類コード「00」及び標題行の「解除」が使用されます(表示行「9500 00」、標題行「与那国島地方」強風、波浪、乾燥注意報解除)。一方、石垣島地方の竹富町(二次細分区域)の強風、乾燥注意報解除については、同一府県予報区内の石垣市に注意報が残るため、電文例3において竹富町に発表されている強風、乾燥注意報を示していた表示行「9402 15 21」、標題行「竹富町」強風、乾燥注意報が本電文では表示されないことで解除を示し、表示行の解除を示すコード(00)及び標題行の「解除」は使用されません。

電文例5では、石垣島地方に発表されている全ての注意報が解除されますので、警報・注意報の種類コード「00」及び標題行の「解除」が使用されます。

沖縄県八重山地方の細分区域と対応する区域コード一覧
(発表官署は平成19年3月29日変更後)

発表官署	区域			区域コード	
	府県予報区	一次細分区域	二次細分区域		
石垣島地方気象台	石垣島地方			9400	
				石垣市	9401
				竹富町	9402
	与那国島地方			9500	